

令和6年度「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」に係る補助事業者の
公募について

本事業は、令和6年度予算に係る事業であることから、予算の成立
以前においては、落札（採択）予定者の決定となり、予算の成立等
をもって落札（採択）者とするものとします。

令和6年2月
経済産業省 資源エネルギー庁
資源・燃料部 燃料供給基盤整備課

令和６年度「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」に係る利子補給金融
機関募集要領

令和６年２月９日
経済産業省
資源エネルギー庁
資源・燃料部
燃料供給基盤整備課

経済産業省では、令和６年度「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」を実施する利子補給金融機関を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費に

については、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

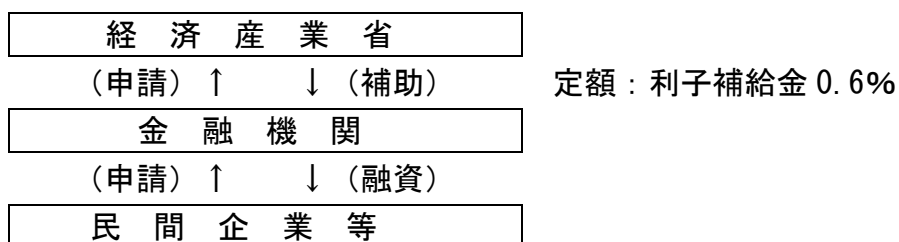
【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

国内の石油需要が減少をつづける厳しい経営環境の中、供給を担う石油元売会社が将来にわたり安定的な供給網を維持していくためには、国内需要に依存したビジネスモデルを脱し、海外での事業展開などを進めることにより経営基盤を強化し、我が国の安定供給確保につなげることが重要です。

そのため、本事業では、石油元売会社が、石油等関連事業の海外展開に要する資金を金融機関から借り入れる際に、その金利を一定比率引き下げるための利子補給を行います。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

○利子補給金による石油等関連事業の海外展開支援

石油事業者（石油を精製し供給する事業者をいう。以下同じ。）及びその子会社が石油等関連事業を海外展開するために必要な資金について、金融機関による貸付けを円滑に行わせることで、石油事業者の経営基盤強化を通じた石油の持続的な安定供給の確保を図ることを目的に経済産業大臣が定める「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱」に基づいて金融機関が資金の貸付けを行う場合に当該金融機関に対して予算の範囲内において利子補給金を交付します。

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和7年3月31日

1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす金融機関とします。

- （1）当該利子補給事業の遂行に必要な能力等を有していること。
- （2）当該利子補給事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （3）令和5年度中に「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱」に基づく新規融資計画があること。
- （4）国が本利子補給事業を推進する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- （5）当該利子補給金の利子補給対象金融機関として指定されていないこと。

※利子補給事業要件については別紙参照のこと。

※令和５年度までに「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」の対象に指定された金融機関については、再度応募する必要はありません。

【２．補助金交付の要件】

２－１．採択予定件数：１件

２－２．補助率・補助額

利子補給率は０．６％、予算額は１２０百万円（令和６年度政府予算案）です。

ただし、（当該貸付契約に係る年利（％）－０．６％）＜０．０５％となる場合は、利子補給率を（当該貸付契約に係る年利（％）－０．０５％）とします。

【３．補助金の支払い】

３－１．支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

３－２．支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【４．応募手続き】

４－１．募集期間

募集開始日：令和６年２月９日（金）

締切日：令和６年３月４日（月）１７時必着

※Ｊグランツを利用する場合、締め切り日までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の１７時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日必着

4-2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和6年2月16日（金）17時までにメールで御連絡ください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を令和6年2月16日（金）17時までに登録してください。

4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。J グランツでは、本申請を受け付けるとともに、J グランツで行われた申請等に対しては原則として、J グランツで通知等を行います。J グランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。
※J グランツでの提出方法等の詳細はJ グランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

- ② 電子メールの場合には、以下の書類を「bz1-r6-s.i.payments@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金申請書」としてください。

郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金申請書」と記載してください。

- ・ 申請書（様式1）＜1部＞
- ・ 提案書（様式2）＜1部＞
- ・ 採択審査を行う上での必要書類＜1部＞
（会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 直近の事業報告書及び収支決算書
- ・ 類似事業に対する貸付実績（利率は固定金利、償還期限は7年以上のものに限る）。
- ・ 令和6年度に予定している貸付
- ・ 対象事業に対する審査・執行状況のモニタリング体制
- ・ 会計検査、政策評価への対応体制

- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の実行費用は支給されません。

- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、当初

採択された申請者の提案内容に実質的な変更（業務管理費の１０％以上の増額等）がある場合には、改めて第三者委員会において審査することとなります。第三者委員会での再審査の結果、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

４－４．応募書類の提出先

応募書類はＪグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

＜Ｊグランツの場合＞

Ｊグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

＜電子メールの場合＞

「bzl-r6-s.i.payments@meti.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「令和６年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金申請書」としてください。

＜郵送等の場合＞

〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料供給基盤整備課

「令和６年度「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」担当あて

※ Ｊグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なＧビズＩＤの取得ができません。

※ 持参及びＦＡＸによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【５．審査・採択】

５－１．審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

５－２．審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①～③を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「１．事業概要」の「１－５．応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

５－３．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。なお、採択されなかった理由の問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

【６．交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事業内容（委託・外注を含む）・構成（履行体制）、事業規模、金額（委託・外注費を含む）などを経産省でも確認の上、見直しを指示する可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【７．対象事業】

海外において具体的な事業を展開するものであって、国内製油所からの石油製品の輸出に係る事業等は含まない。

- （１）現地国政府との新たな関係強化に資する製油所の設立事業・運営事業
- （２）海外における潤滑油製造工場の設立事業
- （３）海外における石油化学製品製造工場の設立事業
- （４）その他海外展開が必要と認められる事業

【８．事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【９．その他の注意点】

①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※¹の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、ジービズインフォ※²に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報がジービズインフォにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、ジービズインフォへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

（※１）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※２）ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>

④規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ及び総理指示を踏まえ、当省の行政手続コスト（事業者の作業時間）削減にかかる「基本計画」※¹における取組を進めるため、特に公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。

（※１）経済産業省の基本計画

掲載アドレス：

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/release.html

⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する

際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑥間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

⑦補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。

⑧間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税額の除外については、７－３．

（※）記載と同様に行ってください。

（※）再掲：７－３．補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続 回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
 - ②免税事業者である補助事業者
 - ③簡易課税事業者である補助事業者
 - ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第３に掲げる法人の補助事業者
 - ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
 - ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- ⑨提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- 原則開示とする書類
- ・「委託・外注費の額の割合が５０％を超える理由書」（様式３）
 - ・補助事業者から提出される「実績報告書」
- ※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は当該部分を別紙として作成してください。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲について経済産業省と調整を経て決定することとします。
- ⑩補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【１０．問い合わせ先】

〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料供給基盤整備課

担当：林、信末

FAX：０３－３５０１－１９９３

E-mail：bzl-r6-s.i.payments@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はＦＡＸをお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付申請書

石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 交付対象事業の開始及び終了(予定)年月日
(始期) 年 月 日
(終期) 年 月 日
4. 交付対象事業の内容

(単位:円)

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備 考
			貸付額と交付対象額が異なる場合はその旨記入すること。

5. 利子補給金の額及びその算出の基礎

(単位:円)

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者氏名 印

貸付実施計画書

石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり貸付実施計画書を提出します。

記

1. 貸付対象事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 事業実施企業・事業所名
- (3) 事業の実施場所
- (4) 事業の目的
- (5) 事業内容
- (6) 総事業費 円

2. 貸付額 円

3. 貸付利率 %

4. スケジュール

- (1) 貸付実行日
- (2) 初回利子補給日
- (3) 償還予定期限

(様式第3)

番 号
年 月 日

申請者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）宛て

経済産業大臣 名

令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請がありました令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき、通知します。

記

1. 利子補給金の交付対象となる事業及び内容

年 月 日付け第 号をもって申請がありました令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付申請書記載のとおりとする。

2. 利子補給金の額は次のとおりとする。

利子補給金の額 金 円

ただし、交付対象の内容が変更された場合における利子補給金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助事業者は、「適正化法」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」及び「石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱（平成23・05・06財資第9号）」の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の実施状況について、石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付対象事業の遂行状況

(様式第5)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
融機関名
代表者名 印

令和6年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記利子補給金に係る実績について、石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容及び効果

(1) 内容

(2) 効果

(3) 内訳

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備 考
			貸付額と交付対象額が異なる場合はその旨記入すること。

2. 利子補給金の額及びその算出の基礎

(単位：円)

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

(様式第 6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関名
代表者名 印

令和 6 年度石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金支払請求書

年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあった上記利子補給金について、石油産業の海外展開に向けた資金借入に係る利子補給金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義